

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141 番
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
 株T-Flap

目次

規 則

- 規則第2号 宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課）…2

告 示

- 告示第29号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第30号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2
- 告示第31号 市道路線の供用の廃止……………（建設総務課）…2
- 告示第32号 令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧……………（税務課）…2
- 告示第33号 公金事務の委託……………（交通政策課）…3
- 告示第34号 公金事務の委託……………（交通政策課）…3
- 告示第35号 公金事務の委託……………（交通政策課）…3
- 告示第36号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…3
- 告示第37号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…3
- 告示第38号 指定居宅介護支援事業所の事業の廃止……………（介護保険課）…3

公 告

- 公告第15号 道路の位置の指定の変更（一部廃止）……………（建築指導課）…4

教 育 委 員 会

- 訓令甲第2号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程……………4

公 営 企 業

- 公告第7号 宇治都市計画下水道事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦覧……………4
- 公告第8号 宇治都市計画下水道事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦覧……………4
- 公告第9号 宇治都市計画下水道事業計画の変更認可……………5
- 公告第10号 宇治都市計画下水道事業計画の変更認可……………5

規則

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和8年3月11日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第2号

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則(昭和41年宇治市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「、100分の315」を「、100分の318.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和7年6月1日から適用する。

(勤勉手当の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の規定に基づいて支払われた勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(揭示済)

告示

宇治市告示第29号

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間

令和8年3月27日から14日間

令和8年3月27日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
小倉西山一ノ坪線	小倉町天王52番地の5(右)	前	4.4	3.4	
	小倉町天王52番地の5(右)		~4.6		
	小倉町天王52番地の5(右)	後	5.9	3.4	
	小倉町天王52番地の5(右)				
小倉町107号線	小倉町老ノ木41番地	前	2.9	9.1	
	小倉町老ノ木41番地	後	~3.0		
	小倉町老ノ木41番地	後	~4.3	9.1	
小倉町	小倉町天王58番地	前	3.6	58.7	
	小倉町天王54番地				

113号線	小倉町天王58番地 小倉町天王54番地	後	3.2 ~3.6	58.7	
-------	------------------------	---	-------------	------	--

宇治市告示第30号

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間

令和8年3月27日から14日間

令和8年3月27日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
小倉西山一ノ坪線	小倉町天王52番地の5(右)	令和8年3月27日
	小倉町天王52番地の5(右)	
小倉町107号線	小倉町老ノ木41番地	令和8年3月27日
	小倉町老ノ木41番地	

宇治市告示第31号

市道路線の供用の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間

令和8年3月27日から14日間

令和8年3月27日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用廃止の区間	供用廃止年月日	備考
小倉町104号線	小倉町神楽田37番地の4	令和8年3月27日	
	小倉町神楽田37番地の4		

宇治市告示第32号

令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条の規定により、令和8年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を、次のとおり行います。

令和8年3月27日

宇治市長 松村 淳子

縦覧場所 宇治市総務・市民協働部税務課
 縦覧期間 令和8年4月1日から同月30日まで
 (土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
 縦覧時間 午前9時から午後4時30分まで
 縦覧対象者 固定資産税の納税者及びその代理人
 ※ 納税者本人であることが確認できる書類が必要です(例:納税通知書・課税明細書・マイナンバーカード・運転免許証・旅券等)。
 ※ 納税者の代理人が縦覧するときは、納税者本人が作成した委任状及び代理人本人であることが確認できる前述の書類が必要です(同居の親族又は納税管理人は、納税通知書又は課税明細書を提示することにより、委任状に代えることができます)

。）。

審査の申出 固定資産課税台帳に新しく登録された固定資産の価格に不服のある方は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの間に、宇治市固定資産評価審査委員会に文書で審査の申出をすることができます。

宇治市告示第33号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年3月27日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
公益社団法人宇治市シルバー人材センター
宇治市宇治東内36番地の5
2 委託事務
宇治市自転車等駐車場における駐車料金の徴収
3 指定日
令和8年4月1日
4 委託日
令和8年4月1日
5 委託期間
令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

宇治市告示第34号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年3月27日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
一般社団法人宇治高齢者事業団
宇治市横島町外1番地の21
2 委託事務
宇治市自転車等駐車場における駐車料金の徴収
3 指定日
令和8年4月1日
4 委託日
令和8年4月1日
5 委託期間
令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

宇治市告示第35号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年3月27日

宇治市告示第38号

指定居宅介護支援事業所の事業の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により次のとおり告示します。

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
公益社団法人宇治市観光協会
宇治市宇治里尻5番地の9
JR宇治駅前市民交流プラザ1階
2 委託事務
宇治市自動車駐車場における駐車料金の徴収
3 指定日
令和8年4月1日
4 委託日
令和8年4月1日
5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宇治市告示第36号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和8年3月27日から14日間

令和8年3月27日

宇治市長 松村 淳子

Table with 6 columns: 路線名, 区間, 前後別, 幅員(m), 延長(m), 備考. Rows include 宇治橋線 and 宇治18号線 with specific address ranges and measurements.

宇治市告示第37号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和8年3月27日から14日間

令和8年3月27日

宇治市長 松村 淳子

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 供用開始年月日. Rows include 宇治橋線 and 宇治18号線 with address ranges and start dates.

令和8年3月27日

宇治市長 松村 淳子

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26112 01530	岡本介護支援センターひまわり	社会医療法人 岡本 病院（財団）	令和8年3 月31日	居宅介護支援
	宇治市神明石塚54番地の18			
26712 00083	一般財団法人宇治市福祉サービス公 社西小倉	一般財団法人 宇治 市福祉サービス公社	令和8年3 月31日	居宅介護支援
	宇治市小倉町山際63番地の1			

公 告

宇治市公告第15号

道路の位置の指定の変更（一部廃止）について
 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号
 に規定する道路の位置の指定を変更（一部廃止）したので、公告す
 る。

その関係図書は、宇治市都市整備部建築指導課に備えておく。

令和8年3月27日

宇治市長 松村 淳子

変更指 定番号	変更指定 年月日	変更（一部廃止）し た道路の位置	変更（一部廃止）した 道路の延長及び幅員
第93 8-1 号	令和8年 3月12 日	宇治市五ヶ庄福角6 0-3の一部、60- 5の一部、60- 12、60-15	延長：14.20m 幅員：4.00m

教育委員会

宇治市教育委員会教育長訓令甲第2号

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に
 関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和8年2月27日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服
 務に関する規程の一部を改正する規程

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に
 関する規程（平成2年宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一
 部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（情報処理システムを利用する場合の適用除外）

4 情報処理システムを利用して申請及び届出を行う場合にあつて
 は、当分の間、第6条第1項及び第2項並びに第7条の規定は、
 適用しない。

附 則

この規程は、令和8年3月1日から施行する。

（揭示済）

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第7号

宇治都市計画下水道事業計画の変更認可に係る図書の写しの
 縦覧について

京都府から宇治都市計画下水道の変更認可に係る図書の写しの送
 付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62
 条第2項（第63条第2項において準用する同法第62条第2項）
 の規定により、宇治市上下水道部下水道計画課において縦覧に供す
 る。

令和8年3月27日

宇治市長 松村 淳子

- 1 施行者の名称
宇治市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇治都市計画下水道事業
京都府木津川流域関連宇治市公共下水道
- 3 縦覧場所
宇治市宇治琵琶33番地
宇治市上下水道部下水道計画課
- 4 事業施行期間
昭和58年12月16日から令和12年3月31日まで
- 5 事業地
(1) 取用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

宇治市上下水道事業公告第8号

宇治都市計画下水道事業計画の変更認可に係る図書の写しの
 縦覧について

京都府から宇治都市計画下水道の変更認可に係る図書の写しの送
 付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62
 条第2項（第63条第2項において準用する同法第62条第2項）
 の規定により、宇治市上下水道部下水道計画課において縦覧に供す
 る。

令和8年3月27日

宇治市長 松村 淳子

- 1 施行者の名称
宇治市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇治都市計画下水道事業
宇治市公共下水道
- 3 縦覧場所

宇治市宇治琵琶33番地
宇治市上下水道部下水道計画課

- 4 事業施行期間
昭和53年3月10日から令和13年3月31日まで
- 5 事業地
（1）収用の部分
変更なし
（2）使用の部分
変更なし

宇治市上下水道事業公告第9号

宇治都市計画下水道事業計画の変更認可について

都市計画法（第63条第2項において準用する同法）第62条第1項による、宇治都市計画下水道事業の認可の告示（令和8年京都府告示第104号）があったので、同法第66条の規定により事業の施行について、次のとおり公告する。

なお、同法第67条の規定により、公告の日の翌日から起算して10日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他同法施行規則第55条で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和8年3月27日

宇治市長 松村 淳子

- 1 施行者の名称
宇治市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇治都市計画下水道事業
京都府木津川流域関連宇治市公共下水道
- 3 事務所の所在地
宇治市宇治琵琶33番地
宇治市上下水道部下水道計画課
- 4 事業施行期間
昭和58年12月16日から令和12年3月31日まで
- 5 事業地
（1）収用の部分
変更なし
（2）使用の部分
変更なし

宇治市上下水道事業公告第10号

宇治都市計画下水道事業計画の変更認可について

都市計画法（第63条第2項において準用する同法）第62条第1項による、宇治都市計画下水道事業の認可の告示（令和8年京都府告示第105号）があったので、同法第66条の規定により事業の施行について、次のとおり公告する。

なお、同法第67条の規定により、公告の日の翌日から起算して10日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他同法施行規則第55条で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和8年3月27日

宇治市長 松村 淳子

- 1 施行者の名称
宇治市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宇治都市計画下水道事業
宇治市公共下水道

- 3 事務所の所在地
宇治市宇治琵琶33番地
宇治市上下水道部下水道計画課
- 4 事業施行期間
昭和53年3月10日から令和13年3月31日まで
- 5 事業地
（1）収用の部分
変更なし
（2）使用の部分
変更なし